

特別養子縁組制度に関する 御指摘のあった資料等について

1. 特別養子縁組制度に関する検討の背景

○「社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」<抜粋>

9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

(3) 特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置

特別養子縁組制度については、従来、児童相談所等関係機関において、予期しない妊娠・出産に伴った新生児や乳児のための制度と認識され運用されてきたという実情があった。しかしながら、本来、同制度は条文上、「虐待」等による場合も規定されており、虐待を受けた子どもを含めた、幅広い年齢の子どもに永続的な家庭を保障する趣旨であるという認識が徐々に広がり、積極的に特別養子縁組に関与する自治体も増えてきている一方、自治体間・児童相談所間の格差は依然大きいのも事実である。

子どもへの永続的な家庭の保障という観点から、社会的養護を要する子どもにとって特別養子縁組制度は極めて重要な意味を持つものであるが、特別養子縁組をあっせんする手続や縁組成立後の養親子家庭に対する支援の仕組みは、明確には法定されていないことから、特別養子縁組の推進について、児童相談所が取り組むべき重要な業務として、児童福祉法上に位置付けるべきである。また、養子縁組里親については、研修や認定等のあり方を見直すことが必要である。

さらに、次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。
- ・ 現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手続に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続(実親との法的親子関係を解消させる手続)と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続(養親との法的親子関係を生じさせる手続)に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与するべきである。
- ・ 民法第817条の7は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としている。しかし、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的に機能しておらず、子どもの永続的な家庭の保障という観点からはほど遠いとの指摘がある。そこで、特別養子縁組が子どもの永続的な家庭を保障するという観点から現実的に機能するように、前記要件を緩和するなど子どもの永続的な家庭保障を重視した内容に見直すべきである。

- ・ 自らの出自を知ることは、人が成長していく上で重要な過程であり、権利性も認められる(児童の権利に関する条約第7条第1項)。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは、子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようにするために、行政機関が保有する記録の保管のあり方、保存期間、子どもが当該記録にアクセスする仕組みを明確にするべきである。
- ・ 現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭と同様の支援しか想定されていない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、支援を行うための仕組みについて、検討すべきである。
- ・ 養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する規制のあり方(許認可のあり方や監督機関のあり方を含む。)、当該団体の事業内容について、具体的な検討をできるだけ速やかに行うべきである。

2. 養子縁組を希望する理由や状況

○「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」(平成27年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業)

1 児童相談所における養子縁組調査研究<抜粋>

4. 調査結果(個人票)(出生した産院から直接里親宅に引き取られた事例)

(3) 養子縁組を希望した理由、状況(自由回答)

実親が養子縁組を希望した理由や状況を自由記述してもらったところ、67件全てに回答があった。内容を分析すると、未婚・婚外子であることを理由にあげているもの35件、経済的困窮を理由とするもの23件、若年・未成年を理由とするものが22件であった。その他、家族の反対など家族状況を理由とするものが6件(うち2件が近親間の妊娠)、性被害による妊娠を理由とするものが3件、実母の精神疾患を理由とするものが2件、計画外の妊娠を理由とするものが2件、養子縁組の方がメリットが大きいという判断によるものが1件。

3. 親子関係再構築支援の現状について

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」の中で、社会的養護の施設は、虐待を受けた児童の早期の社会復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらには親子分離に至らない段階での親支援のため、親子関係の再構築の支援の充実を図る必要があることが掲げられた。

親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所とともに施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら支援を行う必要がある。

(1) 児童相談所による取組

従来の親子関係再構築支援は、家庭復帰への支援に焦点が当てられてきたため、措置の決定、解除を行う児童相談所が主導的に行ってきた。

最初のプランニングは児童相談所で作成される援助指針であるが、これをもとに施設においての支援が始まる。施設は児童相談所と協議を持ち、自立支援計画を作成し、それに基づき支援を行うことになる。施設が子どもに対する支援を主導することになる場合でも、保護者の支援は児童相談所が主導的になる場合も多い。

児童相談所と保護者が対立的な関係にある場合にも、施設の職員や里親等が保護者と良好な関係を構築することで、家族支援が進むこともある。

保護者支援に当たっては、担当児童福祉司が中心になって行う場合や、家族支援のための部署が設けられている場合など、児童相談所によって状況が異なる。すでに開発されているプログラム（(注1) コモンセンス・ペアレンティング（44%の児相で実施）、(注2) サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ（26%の児相で実施））を活用する場合もある。

(注1) コモンセンス・ペアレンティング: 米国最大の児童福祉施設で開発された被虐待児の保護者支援のペアレントトレーニングプログラム。

(注2) サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ: オーストラリアで生まれ世界各国で活用。当事者である親と子どもが、主体的に安全な生活を築くためのアプローチ。子どもの安全が実現するための具体的な手法について、現場のよい実践の積み重ねを体系的にまとめている。

(2) 児童養護施設等による取組

家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が、平成11年度から乳児院に、平成16年度から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に設置された。家庭支援専門相談員の業務には、保護者等に対し、早期家庭復帰のための相談指導や、家庭復帰後の相談指導が含まれている。

ほとんどの事例では、段階的な親子交流が実施されている。まず児童相談所職員あるいは施設職員の同席による面会から始め、同席なしでの面会、近隣への短時間の外出、一日かけた外出、短期間の自宅外泊、長期間の外泊と順を追って慎重に進めていく。その過程では交流後の子どもと保護者の様子を施設において子細に観察し、児童相談所が状況を十分に把握してその都度交流の適否をアセスメントする。

< 参考資料 >

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月：児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」（平成26年3月：親子関係再構築支援ワーキンググループ）、「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」（平成24～25年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業））を基に作成

<参考>

○「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日児発第133号) ※児童相談所運営指針における親子関係再構築支援に関する記述

第1章 児童相談所の概要

第4節 援助指針の重要性

1. 援助指針の必要性

(1) 児童相談所は受理した相談について、種々の専門職員の関与による調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助指針を作成し援助を行う。援助指針の決定は、できるだけ迅速に行うよう努める。

(2) 援助の内容としては、自らが有している機能を活用する指導のほか、児童福祉施設等又は里親等への措置、他の機関への送致、あっせん等があるが、いずれの場合においても具体的援助指針の作成は必要不可欠であり、また、それに基づき行われた援助の結果を追跡、確認し、援助指針の検証や新たな指針の作成を進めていく。

児童福祉施設等又は里親等への措置をする場合には、援助指針(里親等への措置の場合は自立支援計画)を策定し、それに基づき行われた援助について定期的に検証を行い、必要に応じて、方針等の見直しを行うこと。

援助指針とは、子どもの最善の利益を追求するための指針であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、具体的で実効性のある指針の策定が必要不可欠である。当該指針に基づき、支援を実施するからこそ、子どもの自立支援を効果的に推進することが可能となることに留意し、適切に対応すること。

(3) 援助指針は、児童相談所の果たす役割を明らかにするとともに、児童相談所と子ども、保護者、関係機関、施設等とをつなぐ橋渡しの役割を果たすものである。

3. 援助指針の内容

(1) 援助指針には、次の内容を含める。

ア 個々の子ども、保護者等に対する援助の選択及びその理由

子どもの意向、保護者等の意見及び具体的援助を行う者や社会資源等の条件を考慮し、その子どもに最も適合する援助を選択するとともに、その理由を明確にしておく。

また、選択した援助に対する子どもの意向、保護者等の意見を明記するとともに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取した場合はその意見を明記する。

イ 具体的援助の指針

子どもや保護者等が持つそれぞれの問題点や課題について、家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他留意点等を短期的、中長期的に明確にするとともに、活用し得る社会資源や人的資源、制度等についても明らかにするなど、具体的かつ広範な指針作成を行う。

特に、他機関等と連携しながら援助を行う場合には、それぞれの機関の役割等について明確にしておく。

ウ 援助指針の検証時期

事例は常に変化しうるものであり、これに伴い援助における課題や援助の方法等も変化することから、援助指針は定期的に見直す必要がある。このため、次期検証の時期を明確にしておく。

<参考>

○「児童養護施設運営ハンドブック」(平成26年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課)

※児童養護施設が作成する自立支援計画における親子関係再構築支援に関する記述

第2部 各論

3. 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

《運営指針の解説》

自立支援計画は、子どもを取り巻く大人がその子に関する理解を共有し、連携して計画的に支援を行っていくために作られます。策定にあたっては、児童相談所の援助方針を踏まえながら、担当職員、家庭支援専門相談員、心理担当職員、基幹的職員、施設長等がいろいろな角度からその子どもの支援内容・方法を総合的に判断する必要があります。また、保護者や子どもの意向や希望を十分反映して立案されることが重要です。そして、策定された自立支援計画は職員会議等で周知され、共通認識のもと施設全体で子どもの支援を行っていくことが求められます。

自立支援計画で明示されなければならない支援内容・方法には大きく二つあります。一つは施設内での支援です。子どもの伸ばしたいところや改善したいところを明らかにして、どのような支援を行っていくのかを具体的に記す必要があります。施設内での支援は、事前に子どもと話し合っ努力目標を設定するなどその子の実情に合ったものであり、子ども自身が納得できるものであることが大切です。もう一つは、家庭環境調整に関する支援です。親子関係の再構築のために、あるいは家庭復帰のために、誰が(どの機関)がどのような支援を行っていくのかを具体的に記す必要があります。

支援内容・方法の決定に際して重要な視点が時間軸です。将来的な見通し(家庭復帰、里親委託、施設からの自立など)や子どもの成長発達に応じた支援のポイント(就学時には特別支援学級を検討など)も、しっかり明示する必要があります。

支援内容・方法については、決められた通りに行うことができたのか、支援の結果はどうだったのかを、定期的に評価し支援内容や方法の見直しをする必要があります。また、子どもや保護者の状況に思いがけない変化があれば、必要に応じて緊急の見直しもあります。

4 養子縁組制度各国比較表

(出典:「親子福祉法の比較法的研究Ⅰ－養子法の研究－」鈴木博人著 中央大学出版部 2014年 より引用・抜粋)

		日本	ドイツ	フランス	イギリス	米国(マサチューセッツ州)
養子を規定する法律		民法。	民法・養子縁組斡旋法。 児童ならびに少年援助法 (KIHG)。	民法典、家族・社会行動 法典。	2002年養子および児童法 (Adoption and Children Act 2002)。	Massachusetts General Laws (MGL), Chapter 210 (養子縁組の要件・効果な などを定める法律)。 Code of Massachusetts Regulations (CMR), Title 102, Chapter 5.00(民間 の養子縁組斡旋機関のラ イセンス基準、斡旋に関 するルールを定める法 律)。
養子の種別		成年養子可。 未成年養子。 普通養子:家裁許可を 要するものと許可不要の もの。 特別養子。	成年養子。 倫理的に正当な場合可 (すでに親子関係が存在 しているとき)。 未成年養子。 完全養子。	完全養子縁組 (民343～359)。 単純養子縁組 (民360～370-2)。	未成年(18歳まで)養子で 完全養子。	成年養子も未成年養子も 可(MGL 210.1)。 裁判所の判決により成立 (MGL 210.6)。
縁組の成立要件	養親の年齢	普通養子:20歳(792)。 特別養子:25歳。ただし、 夫婦の一方が25歳に達し ているときは、他方は20歳 でよい(817の5)。 上限年齢の設定はない。	25歳以上(養親単独の場 合)。 例外:配偶者の子を養子 にするときは21歳以上。 夫婦共同縁組:一方が25 歳以上、他方は21歳以上 (以上1743)。上限年齢の 明文の設定はない。	両縁組に共通で原則28歳 以上(民343)。	21歳以上(50・51)。 ただし、子の実親である場 合は18歳以上可(その場 合も他方パートナーは21 歳以上、50(2))。 上限年齢の設定はない。	原則として成人(18歳以 上)であること。例外とし て、自己または配偶者の 実子を養子にする場合 は、未成年でもよい(MGL 210.1)。 上限年齢の設定はない。
	年齢差	普通養子:なし。 年長養子禁止(793)。 特別養子:直接規定なし。 最低、原則14歳、例外12 歳差は生じる。	規定なし(1976年法で廃 止)。	共通で原則15歳以上の年 齢差(民344・361)	なし。 (実務上は子との年齢差 を45歳位までと考慮して いる)。	年齢差の要件はないが養 子は養親より年少でなけ ればならない。配偶者、兄 弟姉妹、おじおば(全血ま たは半血の)を養子にす ることは不可(MGL 210.1)。

縁組の成立要件

夫婦共同縁組	<p>普通養子: 未成年養子は夫婦共同。 ただし、配偶者の嫡出子を養子にするとときと配偶者が意思を表示できないときは単独縁組(795)。 特別養子: 夫婦共同縁組が大原則。</p>	<p>婚姻している者は夫婦共同でのみ養子縁組可能(1741Ⅱ2文)。 例外: 夫婦の一方が自己の配偶者の子を単独で養子にするととき単独(同条同項3文)。 夫婦の一方が行為無能力または21歳未満のとき単独(同条同項4文)。</p>	<p>共通の原則形と考えられているが(民343・361)、単独縁組も可能(民343-1・361)。</p>	<p>単身(男女とも)、カップル可。カップルは、既婚・未婚・異性愛・同性愛を問わない。ただし、「パートナーとして」生活していることが条件(144(4))。</p>	<p>生存する配偶者がいる場合は原則として夫婦共同縁組。ただし一定の条件を満たせば(長期行方不明など)配偶者は養子縁組の申立人とならなくてもよい(MGL 210.1)。</p>
無要件	なし。	なし。	なし。	なし。	なし。
養親の子の利益の配慮	なし。	<p>未成年養子: 養親の子もしくは養子の子の利益と縁組が著しく対立するときは縁組不可。養子の利益が養親の子により危うくされるときは縁組不可(1745)。 成年養子: 養親の子、養子の子の重大な利益に反するときは縁組禁止。</p>	なし。	なし。	なし。
実子との縁組	普通養子: 自己の非嫡の子を養子とするとき。	不可。	可能だが、嫡出／非嫡出の区別の撤廃により無意味化した。	パートナーや配偶者と共同で養子申請をすることができる。単身でも、他方の実親が死亡もしくは行方不明か、生殖補助医療で子を設けたため他の親がいない場合、その他単身で養親となることが正当である場合に申請可能(ただし、実際には実親の単身養子申請はあまりない)。	実子を養子とすること可(MGL 210.1, 2)。

縁組の成立要件	転縁組	可能・特別な制限なし。	不可(1742)。 例外:①最初の縁組の取消し。②養親の死亡。③養親の配偶者による縁組。成年養子は可(1768 I)。	完:養親の死後(民346)。	可能。既に養子である子に新たな養子決定を出すことができる(46(5))。	可。新しい養子縁組により、前の養子縁組の法的結果は終了する(MGL 210.10)。
	養子側の要件	年齢	普通養子:年齢制限なし。特別養子:原則6歳未満。例外(6歳以前からの養育)8歳未満。	未成年か成年かの区別のみ。その他の年齢制限なし。	完全養子:原則15歳以下、例外20歳以下(民345)。単純養子:年齢差の制限のみ。	18歳未満(養子決定時に19歳未満、47(9))。
	配偶者ある場合	普通養子のみ。配偶者の同意が必要(796)。配偶者とともにするとき、配偶者が意思を表示できないときは同意不要(796ただし書き)。	規定なし。	共通で、配偶者の同意必要(民343-1・361)。	未婚に限定(47(8))。	子に配偶者がいる場合、その者の書面による同意が必要(MGL 210.2)。
縁組の手続き	成立方式	普通養子:契約型。未成年養子のうち、自己または配偶者の直系卑属を養子にする場合をのぞき、家庭裁判所の許可を要する(798)。特別養子:国家宣言型(817の2)。家庭裁判所の審判。	未成年養子:国家宣言型。成年養子:国家宣言型(倫理的に正当な場合に認容される。養親となる者および養子となる者の申立に基づき家庭裁判所が宣告)。	完全養子:大審裁判所の判決(民353)。単純養子:13歳未満は大審裁判所の判決、13歳以上は縁組当事者の合意(民360)。	国家宣言型。裁判所(Family Proceedings Court, County Court, High Court)が養子決定(Adoption Order)を出す(46)。	裁判所の判決(decree)により縁組成立(MGL 210.6)。

縁組の手続き

認容基準

普通養子: 明文規定なし。自己または配偶者の直系卑属でない未成年者の養子は、家庭裁判所の許可(798)。
 特別養子: 父母による養子となる者の監護が著しく困難または不適當であることその他特別の事情がある場合における、子の利益のための特別な必要性(817の6)。

未成年養子: 子の福祉に資し、かつ、養親となる者と子との間に親子関係の成立が期待できるとき(1741)。
 成年養子: 倫理的に正当なとき(1767 I)。

共通: 大審裁判所の判決による場合は、子の利益への適合(民353・361)。

子の一生を通じて福祉を最優先に考慮(1(2))。以下の三つの要件を満たす必要がある(47)。
 1. 実親、親の責任を有する者、子の後見人の同意要件。
 2. 養親候補の下で養子斡旋機関によって委託された子が暮らしており(その前提として、子の父母もしくは後見人が斡旋委託に同意しているか、養子に出すための子の斡旋委託命令(Placement Order)による)、養子決定に反対していないこと。
 3. スコットランドおよび北アイルランドの養子法に照らして子が養子収養されうる「自由化」の状態にあること。

以下のような認容基準・要件がある。
 ①同意権者の同意、または同意不要とする裁判所判決、または通知・公告への不応答(「同意の代行」の項を参照)(MGL 210.2, 3, 4, 4A, 5)。
 ②申立人が子を養育し、適切な援助と教育を与える十分な能力があると認め、子は養子となるべきだと裁判所が認定すること(MGL 210.6)。
 14歳未満の子を養子とする場合には以下の要件も満たす必要あり。
 ③血族または継親もしくは実親の遺言により養親または後見人に指定された者が申立人でない場合には、州の子ども家庭局または養子縁組斡旋機関によって子の託置を受けるか、または申立について子ども家庭局または斡旋機関の承認を受けたこと(MGL 210.2A)。
 ④子の状況および養親志望者の家庭調査が行われたこと(MGL 210.5A)。
 ⑤6ヶ月以上、子と養親志望者が同居(試験養育)していること(裁判所の裁量で不要とすること可)(MGL 210.5A)。

	認容基準					* 自己または配偶者の子を養子にする場合は、裁判所が裁量により、調査(④)および同居(試験養育)(⑤)を不要とすることができる(MGL 210.5A)。
縁組の手続き	申立権者	普通養子。 成年養子: 当事者の届出のみ。 家庭裁判所の許可を要する未成年養子: 養親となる者。 特別養子。 養親となる者(817の2 I)。	未成年養子: 養親となる者(1752)。 成年養子: 養親となる者と養子となる者(1768)。	共通: 養親(民353・361)。	養親となるカップルもしくは単身者(49)。 英国に定住所があるか(カップルの場合で少なくともどちらか一方)、申請時まで1年以上継続して住んでいる(カップルの場合は両方)ことが条件。	養親志望者が申立人となる(MGL 210.1)。 ただし、親の同意を不要とする判決については、州の子ども家庭局・斡旋機関に申立権がある。すでに子のケアと監護を行っている養親候補者も申立権を有する。(MGL 210.3)。
	子の同意	普通養子。 成年養子: 契約 未成年養子: 15歳以上の子は自己の意思に基づき養子縁組を行える+家庭裁判所の許可(797・798・家事事件手続法 161 II)。 特別養子。 なし。	子の同意必要(法定代理人の承諾を要する)。 行為無能力もしくは14歳未満の子は法定代理人が同意。養親となる者と国籍が異なるときは、家庭裁判所の許可を要する(ドイツ法を準拠法とするときは不要)(1746 I)。 子の同意撤回は縁組言渡まで可能。法定代理人の承諾不要(1746 II)。	完全養子: 13歳以上の子は自ら同意(民345)。 単純養子: 13歳以上の子は自ら同意(民360)。	特に規定なし。実務のうえで、1(4)(a)にいう子の年齢と理解力に相応してその意思や気持ちが勘案される程度。	12歳を超える年齢の者が養子になるためには、その者の書面による同意が必要(MGL 210.2)。

縁組の手続き

父母の同意

<p>要否</p>	<p>普通養子。 成年養子:不要。 子が15歳未満の未成年養子:法定代理人の代諾(797)。 特別養子。 父母の同意必要(817の6)</p>	<p>必要(1747 I)。 父母が婚姻しておらずかつ配慮表明をしていないときは、父に同意は出生前に付与可能(1747 III ①)。 同意不要の場合:意思表示を継続的にできない、または居所が継続的に知れないとき(1747 IV)。 同意と同時に親の配慮は停止し、子との人的交流の権利は行使できない。少年局が後見人になる(1751)。</p>	<p>共通:原則必要(民348・361)。</p>	<p>実親や親の責任(parental responsibility)を有する者、子の後見人の同意*が必要。ただし、これらの者が見つからない、同意をすることができない、子の福祉のために同意不要と判断される場合場合には、裁判所は同意を省くことができる(52(1))。 * 養子に出すための子の斡旋委託命令(Placement Order)への同意の段階で、その後の養子決定への同意を前もってすることができる(Advance consent to adoption (20))。</p>	<p>父母の書面による同意が必要。ただし、未婚の母の場合は母の同意のみでよい。未婚の父が父親責任の申立(Paternal Responsibility Claim)をしていた場合、あるいは父であることが法的に認定されていた場合には、母が養子縁組に同意したこと(あるいは親権が終了されたこと)、そして父に養子縁組の申立権があることを知らせる通知がなされる(MGL 210.4A)。</p>
<p>同意撤回</p>	<p>普通養子:縁組届受理後不可。 特別養子:成立審判確定まで可能(成立審判後2週間)。</p>	<p>家庭裁判所に対して公正証書を作成して行う同意は撤回できない(1750 II)。</p>	<p>共通:2ヶ月以内に撤回可(民348-3 II)。</p>	<p>養子決定への申請がなされた後の同意撤回は認められない(52(4))。養子決定の手続き中に異を唱えるには、裁判所の許可を得なければならない(47(3))。</p>	<p>法が定める要件を満たす同意は終局的なものとされ、同意した時点から覆せなくなる(final and irrevocable)(MGL 210.2)。</p>

<p style="text-align: center;">縁組の手続き</p>	<p style="text-align: center;">父母の同意</p>	<p style="text-align: center;">裁判所による同意の代行</p>	<p>普通養子:なし。 特別養子:父母が意思を表示できないとき、父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由があるときに家庭裁判所が行う(817の6ただし書き)。</p>	<p>同意補充という。家庭裁判所が行う(1748)。(1項) ①子に対する持続的な著しい義務違反、もしくは子に対する無関心+縁組の不実施が子に過度の不利益をもたらす→子の申立に基づいて同意を補充。 ②義務違反が持続的ではないが、特に重大で、かつ子を継続的に父母の保護に委ねられない→同意補充。(2項) ・無関心+少年局による同意補充の可能性の教示、かつ実親家庭での養育に向けた少年局の助言(KJHG51 II)+助言後3ヶ月以上の期間(この期間は上記教示のなかで示す)→同意補充。 ・親が新しい連絡先を残さずに居所を変更+居所が3ヶ月間少年局の調査にもかかわらず不明のときは、教示不要。この3ヶ月という期間は、子の出生後5ヶ月以上たってから進行する。(3項) 特に重い精神病または特に重い知的もしくは情緒障害による子の養育・教育の継続的不能+縁組によらないと子が家庭で成長できず、そのことが子の発達を重大な危険にさらす→同意補充。</p>	<p>共通:同意の拒否が濫用とされる場合(民348-6)。</p>	<p>なし。上記の同意が得られない場合と子の福祉のために同意不要と判断される場合には、裁判所は同意を省くこと(dispende)ができる(52(1))。</p>	<p>以下のいずれかの場合、裁判所によって実親の同意を不要とする判決がなされる。 ①すでに子のケアと監護を行っている者が養子縁組を申立てた場合に、(1)子どもが18歳以上である、または(2)実親が親としての責任を果たす能力と、養親志望者が親としての責任を果たす能力を考慮したうえで、同意不要とすることが子の最善の利益に資すると裁判所が判断した場合(MGL 210.3(a)(c))。 ②州の子ども家庭局または養子斡旋機関の申立により、実親が親としての責任を果たす能力、および養子縁組計画(の妥当性)を考慮して、親の同意を不要とすることが子の最善の利益に資すると裁判所が判断した場合(同条)。</p> <p>以下の場合には同意なしに縁組手続を進められる。実親の同意なく養子縁組が申し立てられた場合には、同意権者に通知または公告がなされる。一定期間内に応募がなければ、裁判所は、(1)実親の同意なく養子縁組手続を進めることができる(この場合、同意権者はAppealの権利を保持す</p>
---	--	--	---	---	-----------------------------------	--	---

縁組の手続き	父母の同意	裁判所による同意の代行	(4項) 婚姻関係にない父母で、母が単独で親の配慮を行っているとき+縁組を実施しないと著しい子の不利益の発生→父の同意を補充。			る)。または、(2)Guardian ad litemを選任し、同意するか否かを判断する権限を与えることも可(MGL 210.4, 5)。
		母の時期の同意制限	普通養子・特別養子ともなし。	同意は子が生後8週になつてはじめて付与できる(1747 II)。	不明。	出産後6週間未満になされた養子決定申請への同意は無効(52(3))。
	匿名縁組	規定なし。事実上不可。	可能(1747 II 2文)。縁組および縁組の行われた事情を明らかにすることは公共の利益のためでなければ、養親となる者・子の承諾なしに開示、詮索されない(1758 I・II)。	なし(匿名出産制度有。民326)。	可能。養親候補は申請時に実親に身元を知られたくない旨を申し出れば、プライバシーが守られるシステムになっている。	縁組の成立時点で、実親・養親が相互に匿名性を保持したまま縁組をすることは可能ではあるが、以下のように、相手方の情報を入手できる(また逆に、相手方に情報を入手される)場合がある。 ・裁判所は法手続のため実親・養親の氏名や住所を知る必要があるが、縁組手続に関する書類は封印保管され原則として閲覧は許されない。ただし、「正当な理由」を示して裁判所の許可を受ければ開示される(MGL 210.5C)。 ・斡旋機関には縁組記録の保持義務がある(CMR 102, 5.13)。斡旋機関が保持する養子、実親、養親に関する情報のうち、個

縁組の手続き	匿名縁組				<p>人の特定につながらないものは、他方当事者に開示される。個人特定情報は、開示に対する双方の同意があれば双方に開示される(MGL 210.5D)。</p> <p>・2007年12月の州法改正により、1974年7月17日以前または2008年1月1日以後に出生した養子は、成人後に、縁組前の出生証明書を読覧、またはコピーを取得できるようになった(MGL 46.2B, 2C)。また、同改正によりAdoption Contact Information Registryが設けられ、それに実親・養子・養親が登録すれば、相手方に自分の現在の氏名住所を知らせ、また相手方の登録があれば、その氏名住所を知ることができるようになった(MGL 46.31)。</p>
	白地縁組	規定なし。	禁止(1747 II 2文)。	なし。	可能。養子機関が選ぶ養親候補の養子収養に予め同意することができる(20(2))。養親の身元不明の場合の同意を含む(52(5))。
	養実親親の選抜への関与	普通養子: 成年養子も未成年養子も関与する。 特別養子: 関与可能。	可能ではある。根拠条文なし。養子縁組専門機関の支援必要。	共通: 親族間縁組の場合には可能性あり。	関与可能。

縁組の手続き

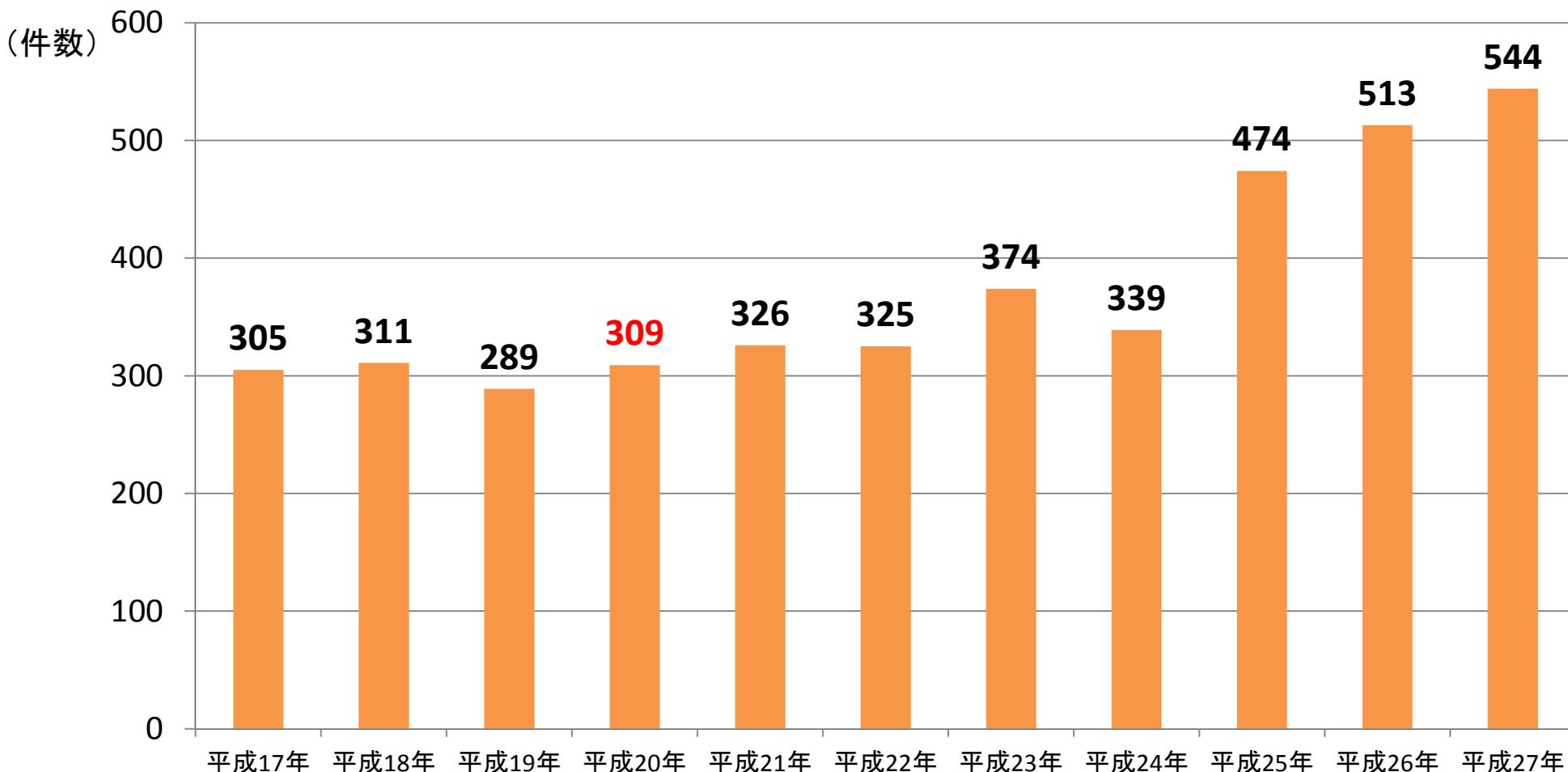
	<p>養子縁組斡旋法の有無</p>	<p>なし。厚生省児童家庭局育成課長通知「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」、厚労省雇用均等・児童家庭局長通知「養子制度等の運用について」、「養子縁組のあっせん事業の指導について」。</p>	<p>養子縁組斡旋法。</p>	<p>家族・社会行動法典。</p>	<p>あり。2005年養子斡旋機関規則(Adoption Agency Regulations 2005)、2005年養子支援サービス規則(Adoption Support Services Regulations 2005)など。また実務を行ううえで、非営利養子機関および公的養子サービスに関する全国共通基準(National Minimum Standards for Voluntary Adoption Agencies and Local Adoption Services)を満たす必要がある。</p>	<p>あり。民間機関で、養子縁組の斡旋、養子縁組を目的とする子どもの託置ができるのは、州からライセンスを取得したもののみ。ライセンスのない者による斡旋に対して刑罰規定あり(MGL 210.11A)。斡旋機関のライセンス基準のなかに斡旋に関するルールも定められている(CMR 102, 5.00)。</p>
	<p>専門機関による調査</p>	<p>普通養子 成年養子:なし。 未成年養子:自己または配偶者の直系卑属でない未成年を養子にするときは、家庭裁判所の許可(798家事事件手続法161Ⅲ)、裁判所職権調査・調査官の事実調査、調査嘱託(家事事件手続法56、58、62。旧家審規7、7の2、7の3、8)。 特別養子 子の利益のための特別の必要性(817の7、家事事件手続法164Ⅲ、Ⅳ。旧家審規8、64の4、64の7)。</p>	<p>養子縁組斡旋機関を設置している少年局(州少年局は養子縁組斡旋機関必置)、州養子縁組斡旋機関から承認された民間の養子縁組斡旋機関による調査。</p>	<p>完全養子:養親の候補者になるためには児童社会援助機関(ASE)から認定を受けなければならないが(民353-1、家族・社会行動法典L225-1以下)、その前提として諸調査がされる。</p>	<p>養親適格を審査する養親審査パネルに提出する資料の準備として、養親候補に対し、養子機関のソーシャルワーカーによって訪問調査(自身の生い立ちや家族について、現在の生活状況について)が数回行われる。他にも近隣住民への聞き取り調査、警察への犯罪歴調査等がある。また、養親候補者は主治医による健康診断書や2名以上のレファレンスを提出しなければならない。</p>	<p>養子となる者が14歳未満の場合には、子の状況および養親志願者の家庭調査が必要(例外につき「認容基準」の項を参照)。フォスターケアからの養子縁組の場合は州の子ども家庭局が、民間の斡旋機関による縁組の場合はその機関が調査をして、裁判所に報告書を提出しなければならない(MGL 210.5A)。</p>

<p>縁組の手続き</p>	<p>養子縁組幹旋</p>	<p>養（縁組成立前・後） 子縁組について の助言・指導</p>	<p>法律規定なし。 厚労省雇用均等・児童家庭局長通知「養子制度等の運用について」</p>	<p>少年局による養子縁組手続きでの助言と教示（KJHG 51条）。 養子縁組幹旋機関による助言・面談等。</p>	<p>各地の児童社会援助機関（ASE）。</p>	<p>養親候補者に対して、養子を迎えることやその手続きに関する情報を提供すること、全過程における助言や支援を提供することを養子機関規則で定めている。機関によって内容が異なるが、養子決定後も積極的なサポートを提供している。</p>	<p>幹旋機関には以下のような義務が課されている。 ・親が圧力を受けることなく、養子縁組以外の選択肢も十分に考慮した上で、十分な情報に基づいた決断ができるようサポートする義務。実親が無資力の場合には、幹旋機関が出産費・生活費・交通費等を提供できる。ただし養親が実親に支払いをするのは禁止（CMR 102, 5.09）。 ・養親志願者にオリエンテーションを開き、幹旋の要件や基準を明示し、志望者の調査・評価を行い（調査項目も法定されている）、託置される子どもの情報を伝え、試験養育を援助し、縁組成立までの法手続を援助する義務（CMR 102, 5.10）。サービス費用は、家庭調査費、カウンセリング費というように項目化され、養親志望者に事前に見積額が知らされるとともに、事後にその明細が示されなければならない（CMR 102, 5.04(7)(a), (d)）。</p>
---------------	---------------	--	---	---	--------------------------	--	--

縁組の手続き	養子縁組幹旋	<p>幹旋機関の資格・登録等</p> <p>児童相談所。個人・法人。社会福祉法人として児童福祉司の資格を満たす専任ケースワーカーを2名以上おくこと。第二種社会福祉事業として届出る(社会福祉法69)。</p>		<p>国内養子については児童社会援助機関(ASE)、国際養子については養子縁組のための認可機関(OAA)。</p>	<p>公的養子機関(各地方当局)および2000年ケア基準法(Care Standard Act 2002)の下に認可された民間の養子幹旋機関(ほとんどが非営利団体)。</p>	<p>民間の養子縁組幹旋機関は州からライセンスを取得しなければ、養子縁組の幹旋・子の託置を行えない(MGL 210.11A)。子ども、家族に直接サービスを提供するソーシャルワーカーまたはその監督者は、ソーシャルワークまたはその関連臨床領域で修士号以上の学位を持ち、5年以上の実務経験がなければならない(CMR102, 5.05(2))。</p>
	試験養育期間	<p>普通未成年養子:なし。 特別養子:6ヶ月以上の監護(817の8)。</p>	<p>適切な期間の養育(1744)。具体的な期間は定めていない。</p>	<p>完全養子:15歳未満の子について最低6ヶ月(民345)。</p>	<p>申請者のカテゴリによって異なる。養子幹旋機関による委託や高等法院の幹旋委託命令を受けた者もしくはは子の実親である場合は10週間、子の実親のパートナーの場合は6ヶ月、地方当局の委託による里親(Local authority foster parents)の場合は1年、その他の場合には、申請までの5年の間に継続・中断を問わず3年の同居が条件(42(2))。</p>	<p>14歳未満の子の養子については6ヶ月の同居(試験養育)が必要(例外につき「認容基準」の項を参照)(MGL 210.5A)。</p>

特別養子縁組の成立件数

- 特別養子縁組は、保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもに温かい家庭を与えるとともに、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。
- 特別養子縁組の成立数は、横ばいで推移してきたが、ここ3年で大きく増加。



※ 出典：司法統計 (参考) 特別養子縁組の離縁件数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
2	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0

諸外国における養子縁組の状況

	種類	養子の年齢	実親の同意 (原則)	実親との関係	成立件数	人口	人口比
日本	特別養子	6歳未満	必要 (ただし、父母が意思表示できない、養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合を除く。)	終了	513人	1億2,708万人	0.001% (成立件数の合計 /人口)
	普通養子	制限なし	15歳未満の子の養子は必要	存続	710人 (未成年養子に限る) ※普通養子縁組の許可件数		
ドイツ	未成年養子	18歳未満	必要 (ただし、意思表示ができない、居所が継続的に知れない場合を除く。)	終了	3,805人	8,120万人	0.005% (未成年養子成立 件数/人口)
	成年養子	18歳以上	※無関心により子に過度の不利益がある場合等は家庭裁判所が同意補充	存続	—		
フランス	完全養子	原則15歳以下	必要 (ただし、意思表示ができない、親権を取り上げられている、同意の拒否が濫用であると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	3,964人	6,180万人	0.006% (完全養子成立件 数/人口)
	単純養子	制限なし		存続	9,412人		
イギリス	区別なし	18歳未満	必要 (ただし、親が見付からない、同意することができない、子の福祉のために同意不要と裁判所が判断する場合を除く。)	終了	4,734人	5,608万人	—
アメリカ	区別なし	制限なし	必要 (ただし、同意を不要とすることが子の最善の利益に資すると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	119,514人	3億1,439万人	—

(出典) 国立国会図書館調査及び立法考査局調べを基に作成

司法統計(平成26年)、戸籍統計(平成26年)、国勢調査(平成26年)、World Economic Outlook Databases(平成28年4月版)

(データ年次) ドイツ:平成26年 フランス:平成19年 イギリス:平成23年 アメリカ:平成24年

※イギリスのデータはイングランド及びウェールズのみ。

(注) 日本の普通養子に関する成立件数は、未成年者に関し「養子をするについての許可」の認容件数(司法統計(平成26年))であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。